

野田市留守家庭学童保育所設置条例
の一部を改正する条例をここに公布す
る。

令和7年12月17日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第42号

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例

野田市留守家庭学童保育所設置条例（昭和46年野田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表野田市立東部学童保育所の項中「269番地の1」を「220番

「
地」に、「
45人」を「
58人」に改め、同表野田市立二川学童
」」

「
保育所の項中「
79人」を「
77人」に改める。
」」

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。